

# 松江だんだん道路 高架下等の占用許可申請者募集要項

## 1. 募集の趣旨

島根県では、松江だんだん道路の高架下及び道路予定地（以下、「高架下等」という。）を、まちづくりや賑わい創出の観点から、積極的に有効活用を図るため、平成23年1月に定めた「松江だんだん道路高架下等利用計画」に基づき高架下等の利用者（占用者）を募集いたします。

まちづくりや賑わいの創出につながる用途であれば、自治会・町内会、民間事業者、各種団体等も高架下等空間を利用（占用）することができます。

高架下等を利用（占用）したい方は、この募集要項をお読みいただき、各事項をご承知のうえお申し込みください。

募集締め切り後、区画ごとに利用予定者を選定します。利用予定者に選定された方は改めて道路占用許可申請をしていただき、道路法第32条の規定により占用許可を行います。

## 2. 募集区間一覧

募集区間は下記の松江だんだん道路の高架下及び道路予定地です。

区画番号	所在地	ゾーン	供用状況	占用許可面積 (m <sup>2</sup> )	占用料金 (円/年)	
					建築物の設置	その他の利用
9	松江市西尾町	農業環境保全	暫定2車線	131	51,352	36,680
10	松江市西尾町	農業環境保全	暫定2車線	401	157,192	112,280
50	松江市東津田町	多目的利用	暫定2車線	537	358,608	256,149
51	松江市東津田町	多目的利用	暫定2車線	611	408,025	291,447
53	松江市東津田町	多目的利用	暫定2車線	166	110,854	79,182
54	松江市東津田町	多目的利用	暫定2車線	559	373,300	266,643
56	松江市東津田町	多目的利用	暫定2車線	228	152,258	108,756
57	松江市東津田町	多目的利用	暫定2車線	516	344,584	246,132
※70	松江市東津田町	農業環境保全	4車線	491	327,889	234,207
				18.4	12,287	8776
※71	松江市東津田町	農業環境保全	4車線	533	355,937	254,241
				129.5	86,480	61,771
※72	松江市東津田町	農業環境保全	4車線	190	126,882	90,630
				51.9	34,658	24,756

・別添位置図を参照してください。

・現地を確認のうえ申請してください。

※隣接の松江市管理用地と一体で利用していただきます。（上段：県管理地、下段：市管理地）

### **3. 応募資格要件**

下記の要件・適格条件をすべて満たす法人又は団体・組織に限り応募することができます。

- (1) 高架下等の占用により、道路管理者が橋脚等の日常的な点検等を行いにくくなるため、道路管理者に代わり下記に掲げる点検等を別添「**占用者が行う高架下点検要領**」により適確に行うことができる者であること。
- (ア) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
  - (イ) 高架道路からの落下物の有無の点検
  - (ウ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
  - (エ) 路面及び側溝の清掃や除草等の維持管理
  - (オ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (2) 高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。

占用主体	適 格 条 件
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"><li>・松江市町内会・自治会連合会に所属する町内会・自治会であること。</li><li>・占用面積、占用用途に見合った組織規模であること。</li><li>・不適切利用者の指導が可能であること。</li><li>・適切かつ継続的な維持管理能力を有すること。</li></ul>
法人格を有する 団体・組合および 事業所・企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・占用面積、占用用途に見合った組織規模であること。</li><li>・不適切利用者の指導が可能であること。</li><li>・適切かつ継続的な維持管理能力を有すること。</li></ul>
スポーツ団体等 法人格を有しな い団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・占用面積、占用用途に見合った組織規模であること。</li><li>・不適切利用者の指導が可能であること。</li><li>・適切かつ継続的な維持管理能力を有すること。</li><li>・責任の所在、代表者または管理人、本拠地の位置が明確に定められていること。</li></ul>

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- 1 各種法令に違反している者
- 2 暴力団又は暴力団員であると認めるに足りる相当の理由のある者を構成員に含む者
- 3 その他県有資産を占有する法人・団体・組織として適当でないと認められる者

○応募資格は、松江だんだん道路応募資格チェックリスト（別紙1）により、個別に審査します。

### **4. 占用許可物件の募集条件**

#### **(1) 占用を許可する用途**

- ・まちづくり・賑わいの創出につながる用途で、特定多数または不特定多数の利便を向上させるものとし、公共性・公益性の高い用途を優先する。
- ・商店や有料駐車場など営利を直接の目的としたもの、個人の駐車場など特定人の利便を向上させることを目的とした用途は認めない。

- ・周辺に同種施設があり、民業圧迫になると認められる場合には占用を認めない。
- ・沿線道路の安全な通行に支障を来すおそれがある場合には占用を認めない。
- ・建築物は、撤去が容易な仮設のものに限る。

#### ■占用許可する用途の可否の例

用 途	利 用 目 的	可 否
公園・広場	自治会が占用する不特定多数が利用する広場	【可】
	自治会が占用する主に自治会のみが利用する広場	【可】
スポーツ・運動施設	不特定多数が利用する施設 (建築物は仮設のものに限る)	【可】
	特定の者が利用する施設 (建築物は仮設のものに限る)	【可】
集会所	自治会が占用する集会所(仮設のものに限る)	【可】
災害用備蓄倉庫・防災倉庫	自治会が占用する倉庫(仮設のものに限る)	【可】
資材置場	各種団体・組織が占用する施設 (短期間の占用に限る)	【可】
駐車場	有料駐車場・個人駐車場	【不可】
	自治会が占用する周辺の自治会施設の付帯駐車場	【可】
	企業・法人格を有する団体・組織の従業員駐車場	【可】
チャレンジショップ	各種団体・組織が占用する施設(仮設のものに限る)	【可】
商店・飲食店	占用主体問わず営利を目的とするもの	【不可】
	イベント等における一時的なもの(屋台・出店等)	【可】

※1：施設利用料金の徴収により利益をあげるもの、営利を目的とするものは認めない。

※2：占用区画は、高架橋脚間の1区画を基本とする(複数の区画利用=可)。

ただし、区画70, 71, 72については、隣接する松江市管理用地との一体利用とする。

上表は占用を許可する用途の例です。これ以外の用途については、公共性・公益性等を勘案し、松江だんだん道路高架下等利用計画及び島根県道路占用許可基準に基づき、個別に審査を行います。

#### (2) 周辺環境への配慮について(ゾーニング)

周辺環境や土地利用、都市計画の用途地域等を踏まえ「農業環境保全ゾーン」「多目的利用ゾーン」を設定し、用途を制限します。

応募者は、利用用途・利用方法・利用時間等について、応募前に沿道自治会の同意を得ること。

##### ①農業環境保全ゾーン（市街化調整区域、農用地区域に設定）

- ・周辺の農地、環境に影響を与えない用途とすること。

##### ②多目的利用ゾーン（上記ゾーン以外に設定）

- ・原則、4.(1)の要件を満たす利用ならば占用を認める。

### (3) 道路占用料について

#### ① 占用料の額

- ・原則、道路占用料を徴収する。
- ・年度中途での占用許可の場合、年額占用料を月割り計算し、円未満を切り捨てた額とする。
- ・不特定多数の者の利用が見込まれる用途については、その公共性・公益性を勘案し、道路占用料の全部又は一部を免除することがある。
- ・道路占用料の額については、島根県道路占用料徴収条例によるものとする。  
ただし、松江市管理用地の道路占用料の額については、松江市道路占用料徴収条例によるものとする。

#### ② 占用料の支払い

占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度の初めに支払うものとする。

#### ③ 占用料の還付

既納の占用料は、原則として還付しない。

占用料金には、減免措置が適用される場合があります。減免措置の適用の有無・減免額について、ご質問がある方は『問い合わせ先』までご連絡下さい。

### (4) 占用の期間

占用の期間は、**令和8年4月1日**から該当区間の松江だんだん道路の供用状況に応じて設定します。

- ・暫定2車線供用区間：高架下・道路予定区域ともに最大3年間とする。
- ・完成4車線供用区間：最大5年間とし、用途・占用主体の規模等を勘案し継続的な維持管理が可能な期間とする。
- ・占用期間が満了したときは、当該地の利用については改めて公募する。なお、占用者が引き続き占用を希望する場合においても、再度公募に参加する必要がある。
- ・松江だんだん道路4車線化事業のスケジュールにあわせ、占用期間を変更する場合がある。

### (5) 利用料金を徴収する用途について

- ・スポーツ・運動施設等で利用料を徴収するものについては、営利とならない範囲（施設整備費・維持管理費・道路占用料を負担できる程度）とし、毎年度收支報告書を提出すること。

### (6) 道路占用権の譲渡等

道路占用権の譲渡については、原則一般継承の場合のみ認めるものとする。また、占用者は、占用場所を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

### (7) 法令の遵守

道路法（昭和27年法律第180号）、道路法施行令（昭和27年政令第479号）、道路法施行規則（昭和27年建設省第25号）、島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）、島根県道路占用許可基準（昭和53年道発第752号）その他関連法令及び松江だんだん道路高架下等利用計画、当募集要綱を遵守すること。

#### (8) 占用に関する留意事項

- ・周辺の土地利用、都市計画の用途地域を勘案し、住宅密集地については、騒音等で住環境に悪影響を与えないもの、夜間に利用されない用途とする。また、農用地区域においては、周辺の農地、環境に配慮した用途とすること。
- ・高架の道路からの落下物等により高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合には、占用主体において安全確保のため必要な措置を講じること。
- ・高架下から車道への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じること。  
なお、占用許可に際し、側道の交通安全対策等の条件を付す場合がある。
- ・不審者による用途外の利用や未成年者の深夜利用等、犯罪行為や治安の悪化につながることのないように、占用者は適切な管理運営を行うこと。
- ・暫定2車線供用区間の占用については、将来の松江だんだん道路4車線化事業の支障とならないよう、占用物件の構造は、除去・原状回復が困難となるものではないこと。なお、4車線化事業により新たに橋脚を設置する区域だけでなく、暫定2車線供用時の高架下部分についても、4車線化事業で工事ヤードとなる可能性が高いことから、同様の扱いとする。

○占用物件の適否は、松江だんだん道路占用物件チェックリスト（別紙2）により、個別に審査します。

### 5. 占用施設の整備・撤去・管理

- ・占用施設及び高架下空間から道路への出入口の整備・撤去は、占用者の負担で実施すること。
- ・道路の工事に伴う占用物件の移転、改築、除去等の費用については、占用者が負担すること。
- ・道路に関する維持管理又は工事を行うために、道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

### 6. 占用許可の取り消し

次の場合には、許可を取り消し、原状回復処置を実施していただきます。

- ・道路管理上又は道路工事のため必要となった場合。
- ・許可申請の内容又は許可条件に違反している場合。

### 7. 原状回復処置

占用許可期間の満了又は占用許可の取り消し等の場合は、期間満了日又は島根県が指示する期間内に、占用者の責任において原状回復処置を実施していただきます。

### 8. 応募申込み手続き

#### (1) 申込み方法

##### ①郵送で申込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込み受付期間　： 令和7年12月24日（水）～令和8年1月27日（火）必着  
送り先　： 〒690-0011　松江市東津田町1741番地1  
　　　　　　島根県松江県土整備事務所 管理課 あて

## ②持参する場合

申込み受付期間 : 令和7年12月24日(水) ~ 令和8年1月27日(火)

午前8時30分~午後5時15分まで 土・日・祝日を除く

提出先 : 〒690-0011 松江市東津田町1741番地1 島根県松江合同庁舎4階

島根県松江県土整備事務所 管理課

### (2) 応募に必要な書類（各1通 提出された書類は返却いたしません）

- 1 応募申込書
- 2 誓約書
- 3 高架下等利用計画書 **(別紙様式1)**
- 4 添付書類

#### 《法人》

- ・登記事項証明書（1ヶ月以内に発行されたもの）

#### 《法人格を有する自治会・町内会》

- ・認可地縁団体証明書

#### 《上記以外の団体・組織》

- ・団体、組織の概要（所在地、規模、目的、代表者名、連絡先）及び継続的に活動していることを証明する書類（様式任意）
- ・規約を定めている場合は、規約(写)

## 9. ヒアリング・追加資料の請求

資格審査に際して、新たな資料の請求またはヒアリングを行う場合があります。

## 10. 利用予定者の決定方法及び公表等

- ・松江だんだん道路高架下占用審査基準 **(別紙3)**により、応募書類の審査・評価を行い、利用予定者を決定します。
- ・同じ区画を二者以上が希望した場合、審査基準の評点の高い申請者に決定します。
- ・利用計画は、この時点で決定したわけではありません。占用許可申請の段階で、協議等により変更していただく場合があります。
- ・選定結果については、応募者全員に**令和8年2月17日(火)**までに通知をするとともに、島根県松江県土整備事務所のホームページ等で公表する予定です。

## 11. 道路占用許可申請手続き

決定された利用予定者は、島根県松江県土整備事務所にて、別途道路法第32条の規定に基づく道路占用許可申請を行ってください。

なお、区画70, 71, 72の利用予定者は、別途松江市都市整備部建設総務課道・緑・水辺相談室にて、松江市管理用地に係る道路法第32条に基づく道路占用許可申請を行ってください。

## **12. 道路占用許可申請期限**

- ・道路占用許可申請は、**令和8年3月3日（火）**までに行ってください。
- ・特段の理由なく、上記期限内に道路占用許可手続きを行われない場合は、利用予定者としての決定を取り消す場合があります。

## **13. 費用負担**

募集への参加及び占用許可に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

## **14. 問い合わせ先**

島根県松江県土整備事務所 維持管理部 管理課 第一係 担当：**藤原**

TEL：0852-32-5736 FAX：0852-32-5716

※松江市管理地に関する問い合わせ先

松江市都市整備部建設総務課道・緑・水辺相談室 担当：**廣瀬**

TEL：0852-55-5810

FAX：0852-55-5558

## 別紙1

## 松江だんだん道路 高架下等占用応募資格チェックリスト

項目		適	否
日常点検等を適格に実施できる団体か			
占用物件を適格に実施できる団体か			
町内会・自治会	松江市町内会・自治会連合会に所属する町内会であるか 占用面積、占用用途に見合った組織規模であるか 不適切利用者の指導が可能であるか 適切かつ継続的な維持管理能力を有するか		
法人格を有する団体等	占用面積、占用用途に見合った組織規模であるか 不適切利用者の指導が可能であるか 適切かつ継続的な維持管理能力を有するか		
法人格を有しない団体	占用面積、占用用途に見合った組織規模であるか 不適切利用者の指導が可能であるか 適切かつ継続的な維持管理能力を有するか 責任の所在、代表者又は管理人、本拠地の位置が明確に定められているか		
各種法令に違反していないか			
暴力団関係者ではないか			
その他県有資産を占用する法人・団体・組織として適當か			

別紙2

松江だんだん道路 占用物件チェックリスト

項目	適	否
営利を直接の目的とするものでないか		
特定人の利便を向上させるものでないか		
民業圧迫となるものでないか		
沿道道路の安全な通行に支障を来すものでないか		
建築物は撤去が容易なものか		
沿線自治会の同意が得られているか		
周辺の農地、環境に影響を与えないか(農業環境保全ゾーンのみ)		
利用料金は適切か(利用料を徴収する場合)		

## 別紙3

## 松江だんだん道路 高架下占用 審査基準

項目		審査基準	備考
基本事項	1 立地条件や地域の特性を踏まえた提案か	立地条件や地域特性を理解し、周辺環境等に配慮した提案となっているか評価する。	
	2 まちづくりや賑わいの創出に繋がる取り組みか	町並みの連続性や地域の活性化を促進するなど、まちづくりや賑わいの創出の向上に貢献する内容であるかを評価する。	
管理運営	3 占用物件及び設置施設等に対する管理体制が明確であるか	管理責任者及び管理体制が明確であり、不適切な利用の防止体制が適正か評価する。	
	4 占用物件及び設置施設等に対する安全対策がとられているか	近隣に対し交通渋滞、道路交通に支障となることなく、必要な安全対策に配慮した提案であるか評価する。	
	5 事故や災害等の緊急時の対応及び苦情対応について明確か	緊急時の対応処理や苦情対応が必要となる場合に、対応策が適切であるか評価する。	
地域貢献	6 事業実施が地元と利用者にメリットをもたらすか	利用者サービスの向上など、プラス要因を地域にもたらす提案かを評価する。	
	7 地域との協働に関する取り組みがあるか	事業実施にあたり地元住民とともに取り組む活動となっているかを評価する。	
	8 地域の活性化をもたらす提案となっているか	提案内容を実施することで、今後、人の交流や地域の連携を生み出すなど、活性化を促進する効果が期待できるか評価する。	
	9 地域主体の取り組みとなっているか	地域の人が主体となった取り組みとなっているか評価する。	
	10 環境美化に貢献しているか	定期的に清掃や除草を実施する等、周辺地域の環境衛生や美化に繋がる提案となっているか評価する。	

※ 審査は、項目ごとに審査基準を参考に3段階(3点満点)で評価します。

3点…優れている

2点…普通

1点…劣っている